

答 申 の 概 要

件名	自己に関する精神保健福祉に係る相談記録等の非開示決定に対する審査請求（諮問第27号）		
本件対象個人情報	審査請求人の近親者、特定の警察署、特定の医療機関が審査請求人の医療保護入院に関して保健所とやり取りした記録に記載された審査請求人の個人情報		
主な非開示理由	条例第20条（存否応答拒否）		
実施機関	静岡県知事		
諮問庁	静岡県知事		
諮問年月日	平成29年8月17日	答申年月日	平成30年2月22日
主な論点	<p>1 特定の個人が審査請求人に係る相談を行ったという事実の有無は、条例第17条第3号の非開示情報に該当するか。</p> <p>2 特定の機関が審査請求人に係る相談を行ったという事実の有無は、条例第17条第7号の非開示情報に該当するか。</p> <p>3 条例第20条に該当するとして、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当か。</p>		

審査会の結論

静岡県知事（以下「処分庁」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、○年○月に審査請求人が医療保護入院となった際に、審査請求人の近親者、特定の警察署、特定の医療機関が保健所に相談した記録中の審査請求人に係る保有個人情報である。（以下、審査請求人の近親者に係る部分を「本件保有個人情報1」、特定の警察署及び特定の医療機関に係る部分を「本件保有個人情報2」といい、それらをあわせて「本件保有個人情報」という。）

2 本件保有個人情報の存否応答拒否について

実施機関は、本件保有個人情報1についてはその存否を答えるだけで条例第17条第3号の非開示情報を開示することになり、本件保有個人情報2についてはその存否を答えるだけで条例第17条第7号の非開示情報を開示することになるとして、本件保有個人情報の存否を明らかにせず、非開示とする本件処分を行い、審査請求人はその取消しを求めていることから、以下、検討する。

(1) 本件保有個人情報1について

ア 実施機関の主張

実施機関は、審査請求人の近親者が保健所に相談したか否かという情報は、仮に当該情報が存在したとして、開示請求者以外の個人に関する情報であり、相談者以外の第三者に明らかにするものではないため、条例第17条第3号に該当すると主張している。

イ 検討

本件開示請求は、特定の個人を指定した上で、それらの個人が保健所に対して審査請求人に係る相談を行ったことを前提としたものであるため、本件保有個人情報1の存否を答えることは、当該個人が審査請求人に係る相談を行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものであると認められる。

特定の個人が審査請求人に係る相談を行ったという事実の有無は、条例第17条第3号本文に規定する開示請求者以外の個人情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。また、当該事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書アに該当するとは認められず、かつ、同号ただし書イ及びウに該当するとすべき事情も認められない。

(2) 本件保有個人情報2について

ア 実施機関の主張

実施機関は、特定の警察署、特定の医療機関が保健所に相談したか否かという情報は、個別具体的な関係機関との連携の有無に係る情報といえ、仮に当該情報が存在したとして、存否が明らかになれば、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号に該当すると主張している。

保健所と医療機関との関係については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

第 123 号。以下「法」という。) 第 33 条第 7 項などの規定に基づく医療保護入院の手続だけでなく、家族からの相談に端を発した情報連携等も行われることが考えられるが、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、仮に実施機関が医療保護入院に納得していない対象者に相談の事実を明らかにすることが前提であれば、医療機関と対象者、相談してきた家族と対象者、医療機関と相談してきた家族との信頼関係に悪影響が及ぶことをおそれ、家族が相談することや医療機関が情報提供することを躊躇することにより、保健所が十分な情報を得られなくなり、今後の精神保健福祉業務に支障を及ぼすことも考えられるとのことであった。

また、保健所と警察との関係については、法第 23 条に基づき、警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害による自傷他害のおそれがあると認められる者を発見したときは、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報することになっているが、こういった法定の通報以外でも、自傷他害のおそれがあるとまでは認められなくとも、精神障害のため自らの同意により入院が行われる状態にない者の適切な保護のための任意の情報連携等も行われることが考えられる。そこで、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、仮に実施機関がその事実を明らかにすることが前提であれば、保健所との連携の事実が明らかにならないことを前提に今までなされていたような情報提供や相談がなされなくなる可能性があり、今後の精神保健福祉業務の円滑な推進に支障を及ぼすことも考えられるとのことであった。

イ 検討

本件開示請求は、特定の医療機関や警察署を指定した上で、当該医療機関や警察署が審査請求人に係る相談を行ったことを前提としたものであるため、本件保有個人情報 2 の存否を答えることは、当該医療機関や警察署が審査請求人に係る相談を行ったという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものであると認められる。

保健所における精神保健福祉に係る相談等の業務の性質を踏まえると、本件保有個人情報 2 に係る実施機関の主張は首肯することができ、医療機関、警察署等が情報提供をしたかどうかという事実の有無が明らかにされた場合、保健所に対する信頼が損なわれ、今後、医療機関や警察等の関係機関から保健所への適時適切な情報提供が行われなくなり、さらには、医療及び保護のため入院の必要があるが、精神障害のため自らの同意により入院が行われる状態にない者への緊急的な対応が円滑に行われなくなったり、心身の不調などの問題を抱えている者の適切な受療機会が失われたりするなど、保健所における精神保健福祉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 17 条第 7 号に該当するものと認められる。

(3) 本件保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報 1 につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は条例第 17 条第 3 号に、本件保有個人情報 2 につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は条例第 17 条第 7 号に該当するとして、条例第 20 条の規定により、本件保有個人情報につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、妥当である。